## 長野市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長及び長野市教育委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成23年3月3日

長野市監査委員 増 山 幸 一

高 波 謙 二

同 小林義直

同 小 林 紀美子

## 過去の監査結果に対する措置の通知書

## 平成20年度 包括外部監査 分

| 平成20年度  | 包括外部監査 分   |  |  |     |
|---|--|--|--|-----|
|   | 指摘事項   | 当初措置状況   | 平成22年度の措置状況  | 担当課 |
| 監査対象 株式会社<br>エムウェーブ<br>5 スポーツ振興の<br>ための寄付金につ<br>いて<br>(報告書31ペー<br>ジ)  | 発生した利益の一部をスケート振興のため還元することが、寄附の趣旨と考えられる。その活動は評価できるが、スケート振興のために必要であれば、長野市が直接各団体に資金援助を行なうべきである。<br>(株エムウェーブを通しての寄附は、資金の流れが見えにくくなる。平成19年度エムウェーブの部門別損益はマイナスとなっているが、寄附をしなければブラスである。<br>(株エムウェーブの収入は、長野市などからの指定管理料のみが原資ではないが、それがかなりの部分であることも事実である。<br>(株エムウェーブの活動は評価できるが、スケート振興のためであれば、長野市と㈱エムウェーブとが協議し、長野市が資金援助の方法を考えるべきである。指定管理料を少しでも下げる努力をすることが、(株エムウェーブの評価につながると考える。  | これ以上スケート振興のために、市の資金援助は難しい。㈱<br>エムウェーブにおいては、引き続き会社設立の精神であるスポーツ振興の趣旨にのっとり、長野市スケート協会等に対し支援を進めていく方針である。  | スポーツと文化の振興を図るという設置趣旨に基づく、スケート団体等への支援は(株)エムウェーブの会社運営方針にも合致している。市の施策とは別に(株)エムウェーブとして支援を行うことは、スケート振興及び施設の活性化につながるものと認められるため、今後もその適正さ等の確認を図りつつ、承認していく。 | 観光課 |
| 監査対象 株式会社<br>エムウェーブ<br>9 床材について<br>(報告書40ペー<br>ジ)   | 現在地下駐車場に保管されかなりのスペースを占めている。計画性をもって備品を購入すべきであったし、取得価額が明確でないというのも一般的には考えられない。売却又は有効利用できるものであれば有効利用を考えるべきである。   | 市有施設での活用を検討したが利用が見込めないため、納入元に対して床材の活用方法の検討及び有償での引取りを求めるとともに、売却についても検討する。   | 市有施設での活用及び売却について検討を継続する。   | 観光課 |
| 監査対象 株式会社<br>エムウェーブ<br>11 長期滞留棚卸資<br>産について<br>(報告書43ペー<br>ジ)  | 過去の推移から判断すると毎年商品在庫は約1百万円ずつしか減少していない。単純に計算して、長野オリンピック関連の商品がなくなるには、今後10年以上かかることになる。長野オリンピック関連の商品の今後のニーズは不明だが、財務の健全性より売却可能性を判断し評価損または処分を検討すべきである。   |  | 棚卸資産は長野オリンピック関連<br>商品やJOCライセンス商品などで<br>あり、来館者に販売を行い、暫時減<br>少している。オリンピックメモリア<br>ル施設として販売による処分を継続<br>する。   | 観光課 |
| 監査対象 社団法人<br>長野市開発公社<br>5 補助金について<br>(報告書55ページ)   | 市が給付する補助金は、事業の公益性を精査することにより補助の必要性を検討し必要最小限とすべきである。近年、公社には霊園事業を除き外郭団体としての開発事業は少なく、市が設置した施設の指定管理業務を主たる業務としており、公社の経営のかなりの部分が市の公の施設の管理に依存している。指定管理事業ではおおむれ損益が均衡している。このうち利用料金制で運営している松代荘は黒字である。自主事業のうち、市をの関係が深い、市有地の臨時駐車場の管理業務も霊園業務と事務局業務を兼務するなど職員の効率的な配置等により黒字である。公社の財政状態は良好であり、市の厳しい財政状態を鑑みるとき、市が公社だ対して運営補助金の支給を継続する積極的な理由に乏しい。長野市では、平成19年度から「外郭団体見直し指針」に沿って運営等の改革について公社と協議しており、運営補助金については、平成20年4月に「他の事業者との同一競争条件を確保するため早期に見直しが必要であるため、公社の中期経営計画に鑑み、計画期間である平成24年までのできるだけ早期に廃止するように指導する」との方向性を決め、公開している。また、これに基づき、平成20年度より、派遣職員を1名に減員し、運営補助金の減額を行っている。運営補助金の廃止時期について「平成24年までのできるだけ早期」の時期を具体的に明確にし、早期に廃止すべきである。 | 「平成24年度までのできるだけ早い時期に廃止する」という方針に沿って、開発公社の中期経営計画、法人移行や施設運営の方向性等も考慮しつつ、できるだけ早期に具体的な時期を決定していく。   | 「平成24年度までのできるだけ早い時期に廃止する」という方針に<br>沿って、開発公社の中期経営計画、<br>法人移行や施設運営の方向性等も考慮しつつ、できるだけ早期に具体的<br>な時期を決定していく。   | 企画課 |
| 監査対象 社団法人<br>長野市開発公社<br>9 会計処理について<br>(報告書74ページ)<br>(1) 部門損益計算に<br>ついて<br>③総合レクリエーションセンター<br>(サンマリーンな<br>がの、サンマリーン<br>ン(収益))の<br>「負担金補助及び<br>交付金」について | 平成19年度において、運営管理部門の経費の一部を内部取引により、サンマリーンながのの経費に計上している(7,501,000円)。 利益を多く計上すると指定管理料に反映されてしまう(サンマリーンながのの指定管理料は一年ごとに見直す)ため、サンマリーンながのの負担金補助金及び交付金の科目に運営管理部門経費の一部を計上している(サンマリーン収益も同様)。 サンマリーンながのに関して長野市と協定で、「利益の30%」を長野市に納付されるべき納付金2,251,000円(公社の決算数値に基づき計算)が納付されない結果になっている。 サンマリーン (収益) の付替えは、1,757,037円であり、これにより指定管理の協定書に基づいて本来であれば長野市に納付されるべき納付金532,000円(公社の決算数値に基づき計算)が納付されない結果になっている。 特殊事情によりとじたことではあるが、サンマリーンながのの指定管理者は非公募で選定されており、本来より厳しいチェックが必要であるにもかかわらず、かかる処理が行われたことは不適切である。 今後、他の団体が競争に参加できない非公募により指定管理者に指定されていることを十分認識した上で、指定管理料の引き下げや規定された納付すべき市への納付金支払いを免れたと認識されるような行為を行わず、公正で透明な運営が必要である。          | 内部取引については、今後、行うことのないよう長野市開発公社に指導するとともに、平成19年度の「サンマリーンながの」の会計処理を確認するため必要帳簿の提出を求め、調査の結果、体育課が把握している決算額と相違がある場合は、利益精算額の訂正、追加徴収を検討する。なお、平成22年度の指定管理者は公募による募集に改めた。 | ことのないよう長野市開発公社に指導した。平成19年度の会計処理につ  | 体育課 |

|   | 指摘事項   | 当初措置状况   | 平成22年度の措置状況  | 担当課 |
|---|--|--|--|-----|
| て<br>(1) 松代荘について<br>(報告書83ペー<br>ジ)                            | 長野市の所有備品について、現品管理の基本となる備品表が作成されていない。指定管理者として協定書に基づく管理責任を履行するためには、備品表により管理対象になる市の資産が明確になっていなければならない。長野市と公社双方に問題がある。現地で確認した、本来備品表に記載され、管理の対象になるべき資産としてたて看板、冷温蔵庫、ステーンレス台(調理台)、大型金属製スチーム(蒸し器)、大型金属製炊飯器、レストランの机・いす、ロビーの応接セット、カラオケルームのソファ等が把握された。平成17年度包括外部監査分の措置の通知書に「備品管理」について以下のように記載されている。(平成17年度包括外部監査 指摘事項等は略。) 平成17年度包括外部監査の指摘事項に対して、観光課の措置状況が報告されている。今回、松代荘における備品管理について平成17年度包括外部監査と同様の指摘事項が把握された。観光課として、関係する各団体すべてに指導を徹底する必要がある。指定管理の仕様書中に、定期的な照合作業の実施を明記し、また、適正な備品管理が実施されるよう現場へ指示徹底するとともに、年1回市立会いの下で照合作業を実施するとあるので、徹底が必要である。 | 平成21年度に備品調査を実施する。  | 平成21年12月の施設メンテナンス<br>休館時に指定管理者立会いの下で備<br>品調査を実施し、平成22年11月に市<br>備品も帳に登録した。また、平成22<br>年12月の施設メンテナンス休館時に<br>指定管理者立会いの下で照合作業を<br>実施した。 | 観光課 |
| 監査対象 社団法人<br>長野市開発公社<br>11 資産管理について<br>(3) 西山の家について(報告書85ページ) | 西山の家は利用されない状態が長期化し、著しく老朽化が進んでいる。安全面でも問題があり、早急に建物及び構築物の取壊しと撤去、もしくは責任ある相手への土地の譲渡(建物及び構築物と一緒に)を検討すべきである。  | 有効な方策について、公社を中心に対応を検討する。   | 平成22年12月に民間団体と現状のまま土地交換を行った。同団体へは、地元及び市から安全面等から撤去を求められていることを伝えた。同団体では、一体の整備を予定しており、早期に取り壊しの意向であると聞いている。                            | 企画課 |
|   | ア 契約規程違反 この契約は、はじめから相手先を特定した随意契約であった。 公社契約規程第29条では、一定の金額以下の場合及び地方自治法施行令167条の2第1項2号から9号のいずれかに該当しない場合には、随意契約とすることができない。 本契約は、金額が一定額を超えるため、地方自治法施行令167条の2第1項2号から9号のいずれかに該当しない場合には、随意契約とすることができない。 公社が作成した平成19年11月20日の伺い書によれば、相手先特定の理由は、「市内で唯一公益法人会計システムの開発を行なっている」というものである。 しかし、次の理由で、何書に記載された理由が随意契約を認める理由とはならないと考えられる。 ・市内の業者に特定する理由が無い。 公益法人会計については、バッケージもあるため、わざわざ開発を行なっている業者に限定する必要がない。 農業公社は、今後の契約事務の執行にあたっては、上記のようなことがないよう十分留意する必要がある。   | 公益法人会計システムについては、保守管理・緊急時対応等<br>リスク管理やシステムの内容等から、市内の業者と随意契約し<br>ている。なお、指摘の業者の特定及びパッケージの使用につい<br>ては、次回の更新時に検討する。 |  | 農政課 |
|   |  | 次回の更新時に予定価格調書、見積書の徴取など、市の契約<br>規程に基づき改善する。<br>また、バッケージソフトの使用についても検討する。   | 継続使用中であり、会計基準の変<br>更に伴い平成23年度にシステムの一部変更を行う予定である。<br>次回更新時である平成25年度に、<br>パッケージソフトの導入について検<br>討する。                                   | 農政課 |

|   | 指摘事項  | 当初措置状况  | 平成22年度の措置状況  | 担当課 |
|---|---|---|--|-----|
| 監査対象 社会福祉<br>法人長野市社会事<br>業協会<br>3 監査の結果等<br>(報告書153ページ)<br>(1) 規程<br>②施設整備基金規<br>程について  | 施設整備基金規程には、取り崩しの際の条文がないため、どのような時に<br>取り崩せるか明らかでない。したがって、今後、当該条文を整備する必要が<br>ある。  | 施設整備基金規程については、当該積立金の積立てや目的取り崩しの計画を平成21年度中に作成し、理事会の承認を得て改善を図る。 | 施設整備に係る積立金の積立及び  | 厚生課 |
| 監査対象 社会福祉<br>法人長野市社会事業協会<br>3 監査の結果等<br>(報告書157ページン)<br>(3)会計<br>③その他の積立金<br>について       | その他の積立金の積立や目的取崩については、理事会決議事項である。これらについては、理事会における決算書の承認だけでは不十分である。なぜなら、次期繰越活動収支差額のうちから処分を拘束する積立金へ繰り入れたり、取り崩したりする行為は、法人の経営にとって極めて重要な意思決定や行為であるからである。今後は、議案として明示して、理事会の承認を得るべきである。   | その他の積立金については、平成21年度から議案として明示し、理事会の承認を得ることで改善を図る。              | 平成22年度決算時において積立金明細書を作成し、積立処分案について理事会・評議員会へ議案として提出し、承認を得ていく予定である。                                 | 厚生課 |
| 監査対象社会福祉<br>法人長野市社会事<br>業協会<br>3 監査の結果等<br>(3) S会計(報告書<br>157ページ)<br>③その他の積立金<br>について   | ア人件費積立金について<br>人件費積立金及び対応する特定預金については、決算上の余裕額をみながら積み立てており、使途や使用計画が定められていない。平成20年度においても、積立は行われたが、使用するための取崩は全くなかった。<br>使途や使用計画を定めずに積み立てをすることは、単に対応する特定預金を拘束することにつながり、社会福祉活動に有効に資金を使わなければならない社会福祉法人の使命を果たせないことにもつながりかねない。<br>今後は、どのように積立金を使用することが、社会福祉法人としての使命を果たすことにつながるのか検討し、明確な使途及び使用計画を決定する必要がある。 | 人件費積立金については、今後検討し理事会の承認を得ることで改善を図る。                           | 人件費積立金の積立及び取崩しについて、長野市社会事業協会中長期総合計画において計画を作成し、平成22年2月9日に理事会・評議員会にて承認を得て改善を図った。                   | 厚生課 |
| 監査対象 社会福祉<br>法人長野市社会事<br>業協会<br>3 監査の結果等<br>(3)会計(報告書<br>158ページ)<br>③その他の積立金<br>について    | イ 施設整備等積立金について<br>人件費積立金と同様、具体的な使途及び使用計画が必要である。   | 施設整備等積立金については、今後の施設整備について検討し、理事会の承認を得ることで改善を図る。               | 施設整備等積立金の積立及び取崩<br>しについて、長野市社会事業協会中<br>長期総合計画において計画を作成<br>し、平成22年2月9日に理事会・評議<br>員会にて承認を得て改善を図った。 | 厚生課 |
| 監査対象 社会福祉<br>法人長野市社会福祉協議会<br>3 監査の結果等<br>(1) 規程(報告書<br>180ページ)<br>①評議員の選任に<br>関する定めについて | 市社協は、評議員のための基準表は作成している。しかし、評議員がどのように選出されるかは、法人の運営が民主的に行なわれることを担保する重要事項であるため、今後は当該基準表を規程として整備して運用していく必要がある。  | 基準表を整備し、改善を図る。  | 平成23年3月24日開催の理事会で、<br>評議員選任規定を制定する予定。  | 厚生課 |

|   | 指摘事項  | 当初措置状況         | 平成22年度の措置状況  | 担当課 |
|---|---|----------------|--|-----|
| 監査対象 社会福祉<br>法人長野市社会福祉協議会<br>3 監査の結果等<br>(4)会計(報告書<br>185~186ページ)<br>②退職給与引当金<br>について | 市社協の退職給与引当金の計算は、経理規程の定める方法に従っていない。 市社協の退職給与引当金の計算は、会計年度末に在籍する全職員が自己都合により退職したと仮定した場合の退職金要支給額のうち社協負担額とすることになっている。 したがって、一部の介護職員等に対する期末の要支給額についても、その他の積立金ではなく、退職給与引当金に計上すべきである。 平成19年度末現在、法人負担となる金額は次の通りである。 「自己都合射末要支給額 404,642,818円 うち 福祉医療機構より支給分 △139,613,760円 うち 県社協退職基金制度、果社協年金共済制度については、県社協が市社協の資産を預かって運用しているだけであるので、退職共済預け金に計上すると共に同額を引当金に計上する必要があるため、最終的に市社協が計上すべき退職給与引当金に、平成19年度末では次の通りとなる。 「法人負担額 101,467,975円 県社協退職基金分共済預け金140,097,615円 県社協退職年金分共済預け金51,251,871円 合計退職給与引当金で、支援下の計り生産、1251,871円 合計退職給与引当金で、支援所有計2年末現在計上している退職給与引当金は、284,127,142円であるから、引当不足は8,690,319円である。市社協では、その他の積立金で、退職手当積立金を108,374,317円計上しているが、当該積立金は取り崩し、退職給与引当金の積み立て不足に充当すべきである。 | 平成21年度より改善を図る。 | 平成21年度決算において、会計年度末に在籍する全職員が自己都合退職企支給表したと仮定した場合の退退職給与引当金として固定負債に計上した。併せて、固定資産のうち退職共済預け金と市社協退職手当積立計を引当金と同額に積るよう調整し、積立不足を解消することにより改善を図った。   | 厚生課 |
| 監査対象 社会福祉<br>法人長野市社会福祉協議会<br>3 監査の結果等<br>(4)会計(報告書<br>187ページ)<br>③賞与引当金について           | 市社協の賞与の支給対象期間は次の通りである。 12月2日から6月1日6月支給6月2日から12月1日12月支給6月2日から12月1日12月支給これによると6月支給分のうち4か月を引当計上すべきだが、市社協では、賞与引当金を計上していない。仮に平成20年6月支給分のうち4か月分を計上するとすれば、平成19年度の決算において53,702千円の賞与引当金を計上すべきであった。長野県社会福祉協議会に確認したところでは、賞与引当金計上しなくても差し支えない旨回答を得たため、市社協ではこれまで引当金の計上を行なってこなかったとのことであるが、今後は、社会福祉法人会計基準に従い引当金を計上すべきである。   | 平成21年度より改善を図る。 | 平成21年度決算において、平成22<br>年6月支給予定の賞与のうち4か月分<br>(48,057,381円) について算出した<br>ものを賞与引当金として流動負債に<br>計上し、改善を図った。                                      | 厚生課 |
| 監査対象 社会福祉<br>法人長野市社会福祉協議会<br>3 監査の結果等<br>(4)会計(報告書<br>188ページ)<br>⑤その他の積立金             | イ 市社協退職手当積立金<br>②の退職給与引当金で述べた通り、期末時点で負債として認識すべき金額<br>については引当金として計上すべきである。引当金として計上すべき以外の<br>金額については、積立金として計上するか否かは法人の任意であるが、積立<br>理由が不明確であるので取り崩すべきと考える。   | 平成21年度より改善を図る。 | 負債として認識すべき退職給与引当金については、21年度決算から改善を図った。市社協退職手当積立金については、実際に積み立てている金額ではないため、当該年度以降の将来にわたって必要となるべき費用の積立目標額として設定し、退職給付積立金と名称を変更することにより改善を図った。 | 厚生課 |